

# 安保法制違憲訴訟

創刊号

全国ネットワーク報

## 忖度判決、連綿と！ —どうする、この日本の司法

安保法制違憲訴訟全国ネットワーク

代表 寺井 一 弘

副代表 内山 新 吾 (山口弁護団々長)

**去**る7月21日、山口地方裁判所は安保法制を憲法違反とする訴訟に対して「原告の請求を棄却する」との判決を言い渡しました。山口では常任弁護団の結束が固くて精力的な活動を展開し、原告や市民も思想信条を越えた幅広い層がこの違憲訴訟に参加し、弁護士任官した裁判長のもとに裁判所もこれに応じて丁寧な訴訟進行や証人尋問をするなどの姿勢を示していたことから一定の期待を寄せていましたが、この判決を法廷で聞いていた私たち二人は弁護団や傍聴人の皆様と共に暗澹たる気分になりました。これで、下級審裁判所での判決は北から札幌、釧路、群馬、埼玉、山梨、東京(国賠と差止)、長野、大阪、山口、福岡(差止)、長崎、宮崎、沖縄の14の地方裁判所と3つの高等裁判所(福岡那覇、大阪、札幌)で「原告敗訴」の結果となりました。

私たちは、2014年7月1日の集団的自衛権の行使を容認する安保法制の「閣議決定」、翌年9月19日の国会での暴力的な強行採決に対する強い抗議の意思を込めて、敢然として闘う決意を確認し、2016年4月26日を皮切りに北海道から沖縄までの22の裁判所に25の訴訟を提起してきて、全国的に大きな運動を展開してきました。しかし、裁判所は全て「憲法前文の平和的生存権は具体的権利ではない」「人格権を侵害するほどの戦争の危険性は認められない」「国民投票の権利が保障されているので憲法改

正、決定権は侵害していない」という紋切り型の無内容な結論を繰り返すものでした。今、はやりの「コピー」であり、「異曲同工」のオンパレードです。

**ま**さに、わが国司法が戦争政策を強引に推し進める自民党政権に完全に忖度して「憲法の番人」としての役割を完全に放棄している実態を見せつけられております。わが国の司法は音を立てて崩壊していると評しても過言ではありません。自民党政権はあのヒトラーの手法を模倣して私たちがひたすら安保法制成立の暴挙を忘却したり、諦めたりすることを期待していますが、私たちは「諦めた時が敗北である」という辺野古基地テント村の垂れ幕のスローガンに深く学び、闘いをさらに強化していかなければならないと考えております。多くの先達たちが挙国一致の風潮のもと第二次世界大戦を阻止できなかった苦い経験を繰り返さないための歴史的責務が、今を生きる私たちには厳として存在しているからであります。



青井未帆教授 (学習院大学) への 緊急インタビュー



## 安保法制違憲訴訟の判決を解析する

**Q1** オーストラリアの留学からお戻りになったところで申し訳ありませんが、今日は安保法制違憲訴訟について、幾つかお聞きしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

**A** こちらこそ、長い間日本を留守にして大変申し訳ありませんでした。この間のみなさまのご尽力に心から敬意を表します。

**Q2** 安保法制違憲訴訟は最初の提起から5年以上経ちましたが、これまで14の地方裁判所と3つの高等裁判所で原告側の請求が全て棄却されていますが、どのように考えておられますか？

**A** 端的に申し上げて、「憲法判断から逃げている」と思います。問題となっているのが、憲法9条を蹂躪した国家の行為の憲法適合性であることを、裁判所もわかっているはずですが。

原告らは、違憲判断を裁判所に求めるのに自らが最も適しているということ、言葉を尽くし、体験や思いを背景にして裁判所に伝えてきました。

この9条は、予防的に平和を維持するための仕組みなのです。かつて猿払判決が(悪名高くも、ではありますが)、公務員の政治的行為の規制が予防的法制であり、制度的措置であるという特性理解に基づいて、広範な権利制約を当然としたことと、論理としては同じです。憲法上の権利制約ですら予防的になしうるので、平和を維持することを予防的になしうるのは、当然ではないでしょうか？

予防的制度的に平和を維持するためには、事態が今日明日を争うくらいに差し迫ってしまっただけは遅いのです。裁判所は、憲法9条のもつ予防的制度的な制度特性を無視してはいけません。

**Q3** 裁判所が述べる理由はほとんど同じですが、この点についてはどのような感想をお持ちでしょうか？

**A** 真摯に問題に向き合っているわけではないことを示していると思います。国賠訴訟については、いずれも被侵害利益の問題だけを取り上げて、また差止訴訟については、処分性や原告適格の問題として、原告らの主張をことごとく否定し、憲法判断を不要としました。

さらに中には、裁判所の憲法判断は、付随的違憲審査制をとる以上、必要不可欠な場合でないといけないという議論を重ねるものもあります。

しかし、これまで最高裁はそのようなルールを作ってきていません。むしろ合憲という憲法判断については積極的に示してきたきらいもあります。

安保法制違憲訴訟のこれまでの判決では、少なくとも、安易な合憲判断をしなかったという点において、裁判官たちは、違憲判断に踏み込むまでには、腹をくくることができなかった、というようにも解釈できます。

違憲判断に踏み込むべき問題があるときに、憲法判断に踏み込むのは当然であり、必要とされます。あと一步のところともいえます。

**Q4** わが国憲法のもとで司法の果たすべき究極の役割は何でしょうか？

**A** 違憲審査権を裁判所に認めた憲法81条を素直に読めば、抽象的な法秩序の維持を司法の新たな任務とした規定といえます。憲法76条の司法権との関係は書いていません。なんでもかんでも司法が判断すればよいという問題ではないですが、中には憲法秩序の維持に司法が積極的に乗り出さなければならぬ問題があるはずですが。

# 裁判官の独立と安保法制の違憲判決を求める声明

## 全国的な賛同者運動を始めます

「安保法制違憲訴訟全国ネットワーク」では2016年4月以降、全国22の裁判所で25の訴訟を展開してきました。その詳細は他の書面に譲りますが、このたび、標記の賛同者運動を全国的に取り組むことにいたしました。

ご承知のように「集団的自衛権の行使」を容認した安保関連法は、一見明白に憲法違反であり、その目的はアメリカが海外で起こす戦争に自衛隊を動員するためのものです。それは、世界に先駆けて戦争を放棄し、戦力を持たず、交戦権を認めないと定めた憲法9条の徹底した平和主義を根底から覆しました。平和憲法のあからさまな破壊であり前例のない解釈改憲でありました。法律専門家のほとんどが違憲と指摘し、国会周辺や全国で思想信条・立場を問わず多くの国民が反対の声をあげたのはほんの6年前のことです。

そして今、日本は平和国家から確実に軍事国家になろうとしています。国民の暮らしと人権も脅かされ、国民主権の内実も投票価値の不平等と投票率の低下によって空洞化しています。本来であれば、憲法の番人・個人の尊厳と人権を守る最後の砦として政府や国会の過ちを匡すべき裁判所がその役割を果たそうとしていません。全国各地で提訴されている安保法制違憲訴訟では、申し合わせでもあるかのように、安保法制の違憲性と危険性に真剣に向き合わず、違憲判断を避ける判決が相次いでいます。憲法の枠を越えた政治が放置され、立憲主義と法の支配が大きく損なわれています。それは多くの国

民の不幸を招きます。

今、司法の独立、突き詰めれば一人一人の裁判官が法と良心にのみ従い、政府に遠慮することなく裁判ができるようにすることが重要です。世界では憲法9条はよく知られており、平和への権利宣言確定には日本の法律家が力を尽くしました。日本の裁判官の憲法9条に対する姿勢は世界が目指しています。国民には国政関係者に憲法を守らせ自らの人権・権利を守り抜く責務があります(12条、97条)。各地で闘われている安保法制違憲訴訟を含む憲法関連訴訟において個々の裁判官の独立を確保し、現在裁判所に係属中の全ての違憲訴訟において安保法制を憲法違反とする判決がなされることを強く求めることは、主権者である国民の責務であります。

この賛同者運動は8月中旬から来年の6月末頃までを予定し、実行委員会が責任持って進めていきます。実行委員は山口の内山新吾(責任者)、高崎暢(札幌)、松田幸子(宮崎)、岡田尚(神奈川)、斉藤道俊(釧路)、柚木康子(女の会)、関口達夫(長崎)、内村涼子(東京)、島村海利(東京)ですが、全国ネットワークの世話人全員が協力して進めて参ります。

私たち全国ネットワークではこれまで安保法制違憲訴訟を闘ってきた仲間の力で数十万以上を目指して頑張っていますので、皆様方の力強いご支援をお願い致します。







## 「安保法制違憲訴訟全国ネットワーク報」刊行のお知らせ

これまで、全国各地の弁護士や市民の会はそれぞれ独自のニュースを発行してきておりましたが、この段階で「全国ネットワーク」でも全国の裁判状況や弁護士、市民の方々の運動を随時皆様にお届けするため、標記「全国ネットワーク報」を創刊することにいたしました。

世話人会名簿	
氏名	弁護士
寺井 一弘	代表
伊藤 真	代表代行
内山 新吾	副代表・山口
大塚 武一	副代表・前橋
高崎 暢	副代表・札幌
福田 護	副代表・神奈川・東京
松田 幸子	副代表・宮崎
斉藤 道俊	釧路
広田 次男	福島いわき支部
北澤 貞男	埼玉・東京
古川 健三	東京
岡田 尚	神奈川
加藤 啓二	山梨
佐藤 芳嗣	長野
松本 篤周	愛知
小笠原伸児	京都
冠木 克彦	大阪
河田 英正	岡山
松岡 幸輝	広島
梶原 守光	高知
名和田茂生	福岡
森永 正之	長崎
岡村 正淳	大分
白鳥 努	鹿児島
高木 吉朗	沖縄
柚木 康子	女の会
棚橋 桂介	事務局長
武谷 直人	事務局次長
内村 涼子	事務局次長
宮崎 純一	事務局職員

今後の全国の裁判のスケジュール		
大分 (地裁)	8月12日	午前11時 (進行協議)
鹿児島 (地裁)	8月17日	午後3時 (弁論)
高知 差し戻し (地裁)	8月19日	午後1時30分 (弁論)
京都 (地裁)	8月19日	午後2時 (判決)
福島 (地裁)	8月25日	午後1時30分 (弁論)
福岡 国賠 (地裁)	9月 3日	午前10時 (証人尋問)
愛知 (地裁)	9月 3日	午前11時 (弁論)
東京 差止 (東京高裁)	9月10日	午後3時 (弁論)
東京 国賠 (東京高裁)	10月 1日	午前11時 (弁論)
釧路 (札幌高裁)	10月13日	午後2時30分 (弁論)
群馬 (東京高裁)	10月26日	午後3時 (弁論)
山梨 (東京高裁)	11月 5日	午前11時 (弁論)
神奈川 (地裁)	12月 9日	午後3時 (結審)
岡山 (地裁)	11月17日	午前11時 (結審)
宮崎 (福岡高裁)	第1回期日	未定
埼玉 (東京高裁)	第1回期日	未定

### 「全国ネットワーク」へのカンパのお願い

「全国ネットワーク」の活動はこれまで全てそれぞれの手弁当によって運営されてきました。今後、ニュースの印刷費や発送費、交通費などが増大していくことが予想されますので、皆様におかれましてはできる範囲でご支援いただければ有難く思います。



振込先は下記の通りです。

多摩信用金庫 境支店 普通 0121307  
 口座名：全国ネットワーク代表 寺井 一弘  
 (ゼンコクネットワーク)

安保法制違憲訴訟全国ネットワーク  
 〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-5 B2  
 電話：03-3780-1260 FAX：03-3780-1287  
 Mail：office@anpoiken.jp Web：https://anpoiken.jp

